

八幡大菩薩御影説話をめぐって

——古事談とその異本——

佐藤鈴佳

1

『古事談』巻五「神社・佛寺」第三話に「敦実親王、八幡大菩薩ノ御影、造立ノ事」という話がある。本稿ではこの話をめぐって、若干の考察を行いたいと思う。

この話の内容は——敦実親王は、八幡大菩薩の御影二体を造立した。御供を供え祈請すると、御供に箸が立っていた。よって、僧の形を御体とし、外殿に安置した。この御体は保延の炎上の時、焼失してしまったという。この御体については、権俗の別当兼貞が、御供を供えるついでに僧形を拜んだ。首に日輪を戴き、御手に翳を持っておられた。兼貞はこの御体を見たことよって、生涯を不運のままに終ったという。——というものである。

次に本文を引用しておく（現代思潮社『古事談』下による）。

敦実親王、奉_レ造_二立大菩薩御影_二体_二体僧形、奉_レ備_二御供_一

被_レ致_二祈請_一之後、被_レ奉_二拜見_一之処、僧形ノ御供_二被_レ立_二御箸_一云云。依_レ之_二以_二法体_一為_二御体_一、奉_レ安_二置_二外殿_一、多被_レ寄_二進田園_一云云。件御体、保延炎上之時、不_レ奉_二取出_一焼失云云。件御体権俗別当兼貞、不堪_二不審_一、供_二御供_一之次奉_レ礼_二白檀僧形_一、首戴_二日輪_一、御手令_レ持_レ翳給_二云云。兼貞此事之故不運而止云云。

この話に登場する敦実親王は、宇多天皇第八子、六条宮、二和寺宮とも称される人物であり、一品式部卿にいたった。郢曲や笛、琵琶などをよくし、それぞれの分野で親王を祖とするものが多いとされる。

石清水八幡宮の大菩薩は、延喜十四（九一四）年八月二十二日に造立されたものである。それについては、『八幡宮寺縁事抄』に次のような記事がある。（『八幡宮寺縁事抄』の引用は続群書類従完成会『石清水八幡宮史』による。傍注ママ）。

延喜十四年八月二十二日、式部卿敦実親王造立三所木造御

正体、奉安置之、保延焼失之、白檀云々、応保二年六月八日、奉鑄頭純銀阿弥陀、安置之日、例時読之、水田三町寄進、願主美乃云々、

この記事は、『古事談』と比較すると、大菩薩造立の日を明確にし、敦実親王が寄進したものが具体的に記されている。一方、『古事談』に記される大菩薩造立後の兼貞にまつわる出来事は、『八幡宮寺縁事抄』には見られない。『八幡宮寺縁事抄』は『群書解題』によれば、はじめ第三十一代別当田中道清によって類聚され、その後子孫たちによって書き続けられたものとされる。したがって、もしこの話が道清の書いた部分の中に存在していたとすれば、『古事談』より先行することになるが、そうした中に兼貞にまつわるエピソードが見られないということは、何らかの意味を持つように思われる。

『古事談』と同じ内容と思われる話は『塵添壺囊鈔』にも見ることができる（『塵添壺囊鈔』の引用は、大日本仏教全書による）。

又八幡御筆ノ御影アリ。是ハ大師昔シ東大寺ノ南ノ大門ニテ御対面有テ。相互ニ御影ヲ字シ給ヘリ。神筆ノ影像今ニ納涼房ニアリ。御筆ノ神影初ヨリ高雄当寺ニ安置セラレシヲ。近衛院ノ御字ニ。東大寺ノ鎮守ニ祝ヒ進セントテ。南都ヨリ頻ニ申請ク。又八幡ヨリ去ヌル保延六年庚申正月廿三日ノ炎上ニ。延喜聖王ノ勅定ニ依テ敦実親王ノ造作シ給シ僧俗ニ体ノ外殿ノ御神体焼失セシ故ニ。社家ヨリ強チニ望ミ申ケレハ。鳥羽ノ上皇聞食テ。

不思議ノ重宝也トテ。鳥羽ノ勝光明院ノ宝蔵ニ召シ納メラレシヲ。後鳥羽院ノ御時。建久八年丁巳文覚上人修造ノ時。又申請テ返シ納メラル、ト云云。其大菩薩ノ御影ハ。僧形ニテ赤蓮華ニ座シ。日輪ヲ戴ヒテ。衲ノ袈裟ヲ掛テ。錫杖ヲ持シ給ト云云。又敦実親王ノ造進シ給ヘル。八幡ノ御影モ。法体ノ御影ハ僧形ノ御頭ニ日輪ヲ戴キ。御手ニ翳ヲ持チ給フ。俗礼ノ御影一向唐人ノ御姿ノ様也ト註セル記録アリ。当時ノ事ニ非サレ共。神体ノ因ニ記レ之者也。誠ニ此御影ハ天下ノ重宝ナル者歟。サレハニヤ親王所造ノ御影ハ。二体共ニ失給ト云共。此御筆ハ今ニ伝テ一朝ノ靈宝ナル者哉。

『古事談』と比較すると『塵添壺囊鈔』は敦実親王がなぜ大菩薩を造立するに至ったか、また造立するまでの運びが詳しく記されている。さらにはっきりとした違いに、「俗体の御影一向唐人の御姿の様也と註せる記録あり」という部分がある。また、兼貞にまつわるエピソードはここにも記されていない。

2

ここで、権俗別当兼貞について確認しておきたい。この人物は、現代思潮社の『古事談』頭注では未詳とされているが、和泉書院『古事談抜書とその研究』には兼清の子として、石清水祠官系図に付載された経歴が説明されている。その石清水祠官系図によると、大僧都定清の養子になった兼清の息子で、治暦三（一〇六七）年十二月二十九日の行幸により権俗別当、従五位

下。治曆五（一〇六九）年三月十五日、後三条天皇の行幸により加階従五位上となる、そして嘉保三（一〇九六）年四月十二日に死去している。

また、『古事談抜書とその研究』の注の中では触れられていないが、『中右記』嘉保二（一〇九五）年三月二十九日の条の、堀河天皇の行幸の記事の中に兼貞が登場する。兼貞死去の約一年前の話である。その箇所を引用しておく（『中右記』の引用は「増補史料大成」増補史料大成刊行会編による）。

俗官之中、初叙四位五位、袍笏従行事所相儲下給也、仍今度給四位袍於兼貞、近代強不給、但長和六年例也、

また、その裏書には、

僧俗官勸賞、

僧官、

別当法眼頼清、敍法印、

權別当法僑覚心、敍法眼、

俗官

俗別当従四位下紀輔任、讓紀頼季、追申男權俗別当、從五位下兼仲叙一階状、

神主従五位上同兼孝、自叙、

權俗別当正五位下同兼貞、自叙、

従五位上同頼永、追讓異父同母舎弟大和助高員、寺家妻状、

従五位下同輔良、讓紀助方、

同貞行、讓舎弟國員、

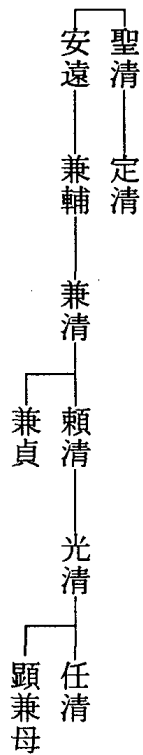
已上六人倍加一階、但此中至頼永者、依為父輔良上藹、追可隨申請之由、且被仰下也、

又權別當上臈法眼清円己漏勸賞、是依有鎮西彦山大衆訴歟、

又僧俗官祿、今日雖不参會輩、皆給祿付所司、僧官所司九人、此中僧綱五人、俗官七人、六人勸權俗別当下藹兼仲又漏勸賞、然而猶給祿、

とある。ここに登場する頼清は、兼貞の兄であり、第二十三代別当である。この頼清は、嘉保二（一〇九五）年三月二十九日の行幸により導師となり、兼貞は四位の袍を受け取っている。

ところで、『古事談』の編者源顯兼は、永曆元（一一六〇）年に生誕した。父は、従三位刑部卿宗雅、母は、石清水八幡宮別当光清の女である。顯兼の母方の祖父光清は、二十五代別当であり、嘉保元（一〇九四）年に出家し、天承元（一一三一）年十月、権大僧都に任じられ、保延元（一一三七）年九月二十四日に入滅している。寺務は三十四年と長かったといえる。こうした家系的つながりを考えると、顯兼が母方の家系を經由して説話を入手していたことは十分に考えられる。兼貞に関するこの説話も、おそらくその中の一つなのではあるまいか。確認の意味で、石清水祠官系図から抜粋して系図を掲げてみる。



そもそも石清水八幡宮の草創については、奈良の大安寺の僧行教が宇佐八幡宮から大菩薩を勧請したことにはじまる。それについては、『石清水八幡宮護国寺略記』『今昔物語集』巻第十二巻の大菩薩十話にも語られる。ここでは、『今昔物語集』を部分的に引用しておく（『今昔物語集』の引用は、日本古典文学全集・小学館による）。

昔シ、大菩薩、宇佐ノ宮ニ御ケル時、大安寺ノ僧行教ト云フ人、彼ノ宮ニ参テ候ヒケルニ、大菩薩示シ給ハク、「我レ、王城ヲ護ラムガ為ニ親ク遷ラムト思フ。而ルニ、汝ニ具シテ行カムト思フ」ト。行教、此レヲ聞テ、謹ムデ礼拝シテ奉リケルニ、忽ニ行教ノ着タル衣ニ金色ノ三尊ノ御姿ニテ遷リ付カセ御マシテナム御ケル。然レバ、行教、大安寺ノ房ニ将テ安置シ奉テ、恭敬供養シ奉ル事無限シ。然レバ、其ヨリナム今ノ石清水ノ官ニハ遷ラセ給ヒケル。其モレ、御託宣ニ依テ所ヲ撰ビテ、空ヨリ星ニテ[□]ラセ[□]給[□]。行教下ニテ此レヲ見テ、其ノ所ヲ点テ宝殿ヲ造レル也。其ノ後、行教常ニ参ツ、申シ承ハリケルトゾ語り伝ヘタル。

彼ノ遷ラセ給タル行教ノ衣、干今彼ノ寺ニ有リ。大安寺ノ房ハ南塔院ト云フ所也。其ニモ大菩薩ノ暫ク御マシ、ニ依テ宝殿ヲ造テ祝奉レリ。其ニテモ放生会ヲ行フ。亦、彼

ノ宇佐ノ宮ニシテモ同日ニ放生会ヲ行フ。然レバ此ノ放生ノ功德極テ貴シ。亦、此ノ放生会ハ、諸ノ国々ニ大菩薩ヲ振り奉タル所々ニハ皆此レヲ行フ。

彼ノ行教、糸只人ニハ非ザリケリ。諸ノ事ヲ大菩薩ニ面申承ハリ給ヒケレバ、此ノ放生会ヲモ護リ給フラムトナム語り伝ヘタルトヤ。

さらに、興味深いことは、『続古事談』の巻第四「神社仏寺」の冒頭話、および次話に行教が取り上げられていることである。おそらく、『続古事談注解』（神戸説話研究会編、和泉書院）の余説で述べられているように、第四話の冒頭から二話が、石清水八幡宮の草創の話であるのは、『古事談』巻五の例を踏まえたためであると考えられる。『古事談』巻第五第一話と第二話は大神宮（伊勢）の説話であり、第三話から第十二話まで、ほとんどが石清水八幡宮についての説話である。しかし、『古事談』には、八幡大菩薩の御影の話はあるが、草創や社殿のことは取り上げられない。『続古事談』におけるこの部分の説話配列の意識は先の『続古事談注解』余説で説明できるが、『古事談』が、その行教の話を中心に載せていないところにも問題があるのではないだろうか。先に述べたように、行教の説話は、『石清水八幡宮護国寺略記』のように、石清水八幡宮内部で作られた本の中にも登場しているので、『古事談』編者頭兼がそれを知らなかったことは考えにくい。『古事談』では、巻五の冒頭に伊勢神宮の焼亡の話をもってきて、第二話で、伊勢神宮損壊の話を出している。おそらく、本稿で取り上げている

第三話は、それを受けて石清水八幡宮炎上をもち出してきたために、あえて行教に触れることはなかったのではあろうと推測される。

『古事談』が語る保延の炎上は、保延六(一一四〇)年一月二十三日の出来事である。このことは、『鳩嶺雜日記』『石清水八幡宮末社記』などにもみられるが、ここでは『百練抄』を引用しておく(『百練抄』の引用は新訂増補・国史大系による)。

石清水八幡宮宝殿并廻廊宝蔵若宮悉以焼亡。貞觀以来無此例。

鹽御筥奉取出。自余宝物皆為二灰燼。

この炎上については、『当宮末社以下炎上造宮之拔書』によれば(『当宮末社以下炎上造宮之拔書』の引用は統群書類従完成会『石清水八幡宮史』による)。

当宮炎上事

鳥羽院今上崇徳院保延六年庚申正月二十三日夜亥刻南廊下倉炎火、下部生丁敷近国所出也、後日被禁於御正体者、当番御殿司少別当覚豪奉移護国寺畢、武内御正体者、同司光秀奉取出之、若宮御正体者、常住聖人光マツ金奉取出之、大御鉢八本者、堂僧増祐奉取出之、香呂箱者、堂僧教尊奉取出、夜中大雨洪水、仍別当任清着蓑笠乘馬京上、即經院奏、翌日下向畢、

とあり、やや詳しい記述を見ることが出来る。

この保延の炎上は、先例として、応安四(一三七二)年五月十三日、造替につき殿上定の際、「左大史小槻兼治造替遷宮勤例」「大外記中原師茂造替遷宮勤例」「大外記中原師香造替遷宮勤例」「大外記清原宗季造替遷宮勤例」「左大史小槻光夏造替勤例」等でも取り上げられている。つまり、保延の炎上は、先例としてしきりに取り上げられるほど、大きな事件であったと言える。従って、それが、『古事談』その他の諸書に載るということもおかしいことではないだろう。

4

本稿で取扱っている『古事談』巻五「神社・仏事」第三話は、『古事談抜書』では、次のような本文となっている(『古事談抜書』の引用は和泉書院池上潤一氏編『古事談抜書とその研究』による)。

敦実親王、大菩薩御影二体、男御形一体、僧御形一体、造奉、外殿スエ奉、御供マイラセスエテ、祈申給後、拜奉給ケレバ、僧御影御前御供御箸立タリケリ。依之、法体御体、内殿スエ奉、多庄園被寄ケリ。其御体、保延、火時ヤケサセ給ケリ。此親王御子タチハ、ヨリフシノ御節ハハアヒテ、御供御陪膳被勤ケリ。
(真本云)件御体、権俗別当兼貞、不審絶、御供供次礼奉、白檀僧形、首月輪戴、御手令持翳給云云。兼貞此事ヨリ

テ不運^{ニテ}ヤムト云。

(異本云)は、朱書による傍注である。この朱書については、和泉書院『古事談抜書とその研究』の解説の中では、「敦実親王、立大菩薩御影二体……」「件御体、権俗別当兼貞、不審絶……」及び、引用文に続く「勝光明院宝蔵ヲハシマス御影……」というそれぞれ改行された三つの内容を「八幡御影事」という題で一括している点を不審に思った人間(おそらくは書写者の運瑜)が、その矛盾ないし齟齬を解消すべく書き加えたもので、実際には、ここにこのような異本は存在しなかった可能性が大きいとされている。

一方、この『古事談抜書』が用いた『古事談』の本文は『宇治拾遺物語』や『十訓抄』に引かれる成立後まもない頃の『古事談』の本文を比較的忠実に残しているとも言われている。(『古事談抜書とその研究』所収、田中宗博氏『古事談抜書』本文考——「十訓抄との交錯と独自異文——」)

ところで、『古事談』と『古事談抜書』の本文には特に前半部(八幡大菩薩の御影に関する条)に違いが多くみられ、それに対して後半部(兼貞に関する条)にはきわめて違いが少ない。その具体的な異同をあげてみると、『古事談』では割注による「一体僧形、一体俗形」に対して、『古事談抜書』では、「男御形一体、僧御形一体」となっている。「外殿スエ奉」という部分は『古事談』には見られない。『古事談』では、僧形の御体を外殿に安置したとあるが、『古事談抜書』では、内殿となっている。また『古事談』では全く見られない「此親王御

子タチハ、ヨリフシノ御節参アヒテ、御供御陪膳被勤ケリ」という一文が見られる。また、後半部の頭には朱書による「異本云」という傍注がどこかされている他は、『古事談』の「日輪」が『古事談抜書』では「月輪」となっている程度である(但し、新訂増補国史大系『古事談』の頭注によれば、『古事談』の中にも、「日輪」と「月輪」の両様があったことが知られる)。

こうした、前半、後半の異同の量の明らかな違いは、『古事談抜書』が、前半部、後半部で異なる『古事談』を用いて書写されたことを意味しているのではないだろうか。

『古事談抜書』の中で異本と言われている本は、現在残っている『古事談』であり、『古事談抜書』が使った『古事談』は、『古事談』成立後まもなくから一般に流布していた『古事談』であろう。そのことだけを考えると、『古事談抜書』が用いた『古事談』のほうが、『古事談』の原形をとどめているように思われがちではあるが、はたして本当にそうであろうか。

現行の『古事談』が『古事談抜書』に注をほどこした人物(おそらく運瑜)に、異本という扱いをうけていたことは、現存の『古事談』系の本文は、その時点でそれほど正統な扱いをうけていなかったということになるのである。しかし、兼貞に関する記事は、前にも述べたように、頭兼の母方の家系に位置する人物のことであるから、頭兼自身が情報を持っていて、当初から兼貞について書いていても少しもおかしくはない記事である。

ということは、実は、『古事談』そのものが成立の当初から

二系統存在し、一つは部外者が容易に見ることができると種類であり、もう一つは自家の中の内部で伝えるべき本であったと考へることはできないだろうか。兼貞に関する話の内容は、兼貞にとって決してよい内容ではない。言ってみれば、権俗別当の身分で、八幡の御正体を見るところという不始末と、それが原因となった身内の不運を喧伝する内容となっているのであるから、こうした部分が伏せられた、『古事談』が一般に流布していったとしても、それほど不思議ではないように思われるのである。そう考えると、『古事談抜書』の朱注筆者（おそらく運瑜）が異本とみなしていた現存『古事談』系の本文が、実は真説を伝える『古事談』であり、『宇治拾遺物語』や『十訓抄』『古事談抜書』などが用いた系統の『古事談』こそが、異本と言ふべき『古事談』であったと考へることもできるのではないだろうか。『古事談抜書』の本文が投げかける問題は、たいへんに興味深く、また複雑な様相を呈しているようなので、考へなければならぬ問題はまだまだ多いことと思われるが、問題提起の意味を込めて、現段階における考へをまとめておきたかった。いろいろとお教えいただけると幸いである。

付記

本稿は、「国文演習Ⅱ」の授業の中で、説話文学を研究する際に、「古事談」に焦点をあて、独自の課題で研究発表し、「卒業研究Ⅱ」において、卒業論文を作成したものの一部に手を加えたものである。

平成十年度卒業研究論題

中世語彙の考察	河西さおり
中世語彙の考察	有馬百合子
中世語彙の考察	飯野 優花
中世語彙の考察	平野 順子
中世語彙の考察	伊東 利恵
中世語彙の考察	渡部 悠子
中世漢語考	木村 麻衣
極楽と地獄	福島はる奈
神仏の力	佐藤 美和
——日本霊異記より——	
泉鏡花について	石井 志保
「河童」	滋野 聡美
八幡大菩薩御影説話について	飯濱奈津子
——古事談とその異本——	
	佐藤 鈴佳